

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月13日

【四半期会計期間】 第35期第3四半期(自平成28年10月1日至平成28年12月31日)

【会社名】 株式会社免疫生物研究所

【英訳名】 Immuno-Biological Laboratories Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清藤 勉

【本店の所在の場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地1

【電話番号】 0274-22-2889(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役事業統括推進本部長 中川 正人

【最寄りの連絡場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地1

【電話番号】 0274-22-2889(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役事業統括推進本部長 中川 正人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期 第3四半期 連結累計期間	第35期 第3四半期 連結累計期間	第34期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (千円)	484,375	511,314	717,661
経常損失 ( ) (千円)	98,757	195,050	81,797
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失 ( ) (千円)	35,629	199,078	31,898
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	35,629	199,078	31,898
純資産額 (千円)	2,576,337	3,167,405	2,786,374
総資産額 (千円)	2,978,652	5,358,792	3,356,321
1株当たり四半期(当期)純損失 金額 ( ) (円)	5.44	27.41	4.86
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	86.5	59.0	82.8

回次	第34期 第3四半期 連結会計期間	第35期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額 ( ) (円)	0.61	12.00

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第34期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第35期第3四半期連結累計期間及び第34期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間における、当社グループのセグメント別の業績は、下記のとおりとなりました。

##### ・診断・試薬事業

研究用関連につきましては、海外販売において、当社の主力製品であるEIA測定キットの売上高が減少いたしました。受託サービスにおいて、積極的に直接ユーザーへ販売活動を実施することによりユーザーのニーズをくみ取り、前年に比べ大幅に売上高が増加いたしました。

医薬用関連においては、マイコプラズマ感染症の診断薬原料の販売やアルツハイマー病診断薬原料の海外向け販売が、順調に推移いたしました。自社製造の動物用体外診断用医薬品の牛海綿状脳症測定キットの販売において、検査対象の減少が見込まれる等の影響により、大幅に減少いたしました。なお、当事業においては、新規治療薬シーズの開発や体外診断用医薬品の開発を積極的に行っております。

その結果、当セグメントの売上高は、368,187千円（前年同期比5.8%増）となり、買戻し処理が影響した前年同期に比べ増加いたしました。営業利益は52,570千円（前年同期比12.9%減）にとどまりました。

##### ・遺伝子組換えカイコ事業

当第3四半期連結会計期間において、株式会社ウイズ・パートナーズを割当先とする資金調達を実施いたしました。今回の資金調達は、資金の獲得のみならず、同社が持つ国内外のネットワークを活用し、「遺伝子組換えカイコ事業」の拡大および研究開発の加速を図るものです。

当事業においては、大手動物医薬品企業及び大手体外診断用医薬品企業からのタンパク質製受託サービスの売上の収入などが計上されました。

その結果、当セグメントの売上高は54,956千円（前年同期比2.5%増）、営業損失は209,906千円（前年同期は104,330千円の営業損失）となりました。なお、当事業においては、アステラス製薬株式会社と遺伝子組換えカイコで生産したヒト型フィブリノゲンを原料とした医薬品の製品化へ向けた共同研究や株式会社CUREDと同社が所有する抗HIV抗体を、当社の遺伝子組換えカイコ技術を用いVADCC活性を飛躍的に増強させ、HIV感染症を治癒に導く画期的な抗体医薬品の実用化を目指した共同開発等を積極的に進めております。

##### ・検査事業

当事業の主力である、ゲルろ過HPLC法を応用したシステムにより、血中リポタンパク質分画の詳細プロファイリングデータを解析する受託サービス（LipoSEARCH）は、海外販売において、海外の学会展示によるプロモーション活動を積極的に展開し、海外顧客の拡大を図り、大幅に売上高を増加することが出来ました。しかしながら、国内販売においては、国内製薬企業からの大型案件が終了したこと等により売上高が減少いたしました。

また、動物病院におけるコンパニオン・アニマルの診断支援サービス（LipoTEST）は、動物病院の新規顧客獲得のためのセミナー等の活動が終了したこともあり、受注が伸び悩みました。その結果、当セグメントの売上高は81,210千円（前年同期比8.8%増）、営業損失は12,790千円（前年同期は24,779千円の営業損失）となりました。

##### ・化粧品関連事業

当事業においては、第2四半期より、効率的な広告活動を展開し新規顧客の獲得を図っております。また、継続してダイレクトメールや電話によるアウトバウンド等の活動を実施し、継続顧客の獲得を目指しております。

さらに、当第3四半期より、大手ドラッグストアの化粧品重要拠点（9店舗）において、ネオシルク・ヒトコラーゲン配合化粧品「フレヴァン」の販売が開始されました。

その結果、当セグメントの売上高は10,167千円（前年同期比9.9%減）、営業損失は14,192千円（前年同期は31,991千円の営業損失）となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、511,314千円（前年同期比5.6%増）となりました。利益面においては、診断・試薬事業において、継続して営業利益を計上しておりますが、遺伝子組換えカイコ事業の研究開発等への積極的な投資等により、営業損失が183,599千円（前年同期は101,568千円の営業損失）、従業員の退職により保険解約返戻金を2,671千円計上した一方、新株予約権等の発行により新株発行費7,333千円、社債発行費を7,124千円計上したこと等により経常損失が195,050千円（前年同期は98,757千円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純損失199,078千円（前年同期は35,629千円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

## (2) 財政状態の分析

### （資産）

当第3四半期連結会計期間末における資産の残高は、前連結会計年度末比59.7%増の5,358,792千円となりました。この主な要因は次のとおりであります。

社債の発行、新株予約権の行使及び金融機関からの新規借入等による資金調達より現預金が1,619,775千円増加したこと、前橋研究所の新設により有形固定資産が266,769千円増加したこと、出資により投資有価証券が79,800千円増加したこと等によるものであります。

### （負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債の残高は前連結会計年度末比284.5%増加し、2,191,387千円となりました。この主な要因は次のとおりであります。

社債の発行により1,388,520千円増加したこと、金融機関からの新規借入により1年内返済予定長期借入金及び長期借入金が228,434千円増加したこと等によるものであります。

### （純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は前連結会計年度末比13.7%増の3,167,405千円となりました。この主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上により繰越利益剰余金が199,078千円減少した一方、新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ290,758千円増加したこと等によるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は216,749千円であります。

## (5) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

### （新設）

遺伝子組換えカイコ事業において、遺伝子組換えカイコから生産されるタンパク質のGMPパイロット生産拠点が平成28年8月に完成し、前橋研究所として開設いたしました。なお、設備投資額は1,040,062千円であります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,332,590	7,332,590	東京証券取引所 JASDAQ (グロ-ス)	単元株式数100株 完全議決権株式であり、権利内 容に何ら限定のない当社におけ る標準となる株式
計	7,332,590	7,332,590		

(注) 提出日現在発行数には、平成29年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 新株予約権

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

###### 第3回新株予約権

決議年月日	平成28年12月1日
新株予約権の数(個)	116
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,160,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり798円(注)2
新株予約権の行使期間	平成28年12月20日～平成33年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

###### (注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,160,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「交付株式数」という。)は10,000株とする。)

但し、本欄第(2)項乃至第(4)項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が後記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項の規定に従って、行使価額(同欄第(2)項に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る後記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項第号及び第号による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、798円とする。但し、行使価額は第(3)項の定めるところに従い調整されるものとする。
- (3) 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a 本項第号bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- c 本項第号bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- d 本号a乃至cの各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社

普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

a 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
b 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
c 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。本項第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者(本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。)と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

a 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。  
b その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
c 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。  
d 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号乃至第 号により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は次のとおり。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本新株予約権の払込金額の総額を、注1「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

## 新株予約権付社債

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

## 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	平成28年12月1日
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,740,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり798円
新株予約権の行使期間	平成28年12月20日～平成31年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本転換社債型新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

## (注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。)する数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を注2.「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(2)項記載の転換価額(ただし、同欄第(3)項第 号乃至第 号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。

ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
- (2) 本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、798円とする。
- (3) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第 号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a 本項第 号bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。



- c 本項第 号bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- d 本号a乃至cの各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本転換社債型新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本転換社債型新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- a 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
b 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
c 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。本項第 号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

a 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。

b その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

c 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

d 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号乃至第 号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

### 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は次のとおり。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、注1.「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されました。

	第3四半期会計期間 (平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	400
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	40,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	726.75
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	29,070
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	5,800
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	580,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	995.34
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	577,300

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年10月1日～ 平成28年12月31日(注)	40,000	7,332,590	14,680	2,237,102	14,680	1,269,482

(注) 行使価額修正条項付新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株 1,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,288,100	72,881	単元株式数100株 権利内容に何ら限定のない当社における 標準となる株式
単元未満株式	普通株式 3,390		
発行済株式総数	7,292,590		
総株主の議決権		72,881	

(注) 「単元未満株式」には自己株式が30株含まれております。

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己所有株式) 株式会社免疫生物研究所	群馬県藤岡市中字東田 1091番地1	1,100	-	1,100	0.02
計	-	1,100	-	1,100	0.02

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	973,594	2,593,370
受取手形及び売掛金	219,853	170,589
商品及び製品	47,109	51,296
仕掛品	127,505	131,411
原材料及び貯蔵品	99,198	108,487
その他	17,837	95,088
流動資産合計	1,485,099	3,150,242
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	444,906	1,158,517
機械装置及び運搬具（純額）	14,202	98,832
土地	362,687	362,687
建設仮勘定	680,580	-
その他（純額）	71,191	220,298
有形固定資産合計	1,573,567	1,840,336
<b>無形固定資産</b>		
のれん	156,829	150,010
その他	20,977	19,400
無形固定資産合計	177,806	169,410
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	55,234	135,034
その他	64,613	63,768
投資その他の資産合計	119,848	198,803
固定資産合計	1,871,222	2,208,549
資産合計	3,356,321	5,358,792
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	6,877	2,862
1年内返済予定の長期借入金	80,088	146,088
その他	77,884	86,285
流動負債合計	164,850	235,236
<b>固定負債</b>		
長期借入金	203,132	365,566
転換社債型新株予約権付社債	200,000	1,588,520
その他	1,964	2,065
固定負債合計	405,096	1,956,151
負債合計	569,946	2,191,387
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,946,344	2,237,102
資本剰余金	978,724	1,269,482
利益剰余金	142,520	341,598
自己株式	1,990	1,990
株主資本合計	2,780,558	3,162,997
新株予約権	5,816	4,408
純資産合計	2,786,374	3,167,405
負債純資産合計	3,356,321	5,358,792

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	484,375	511,314
売上原価	182,150	229,954
売上総利益	302,224	281,360
販売費及び一般管理費	403,792	464,959
営業損失( )	101,568	183,599
営業外収益		
受取利息	153	67
受取配当金	-	600
助成金収入	3,285	-
未払配当金除斥益	-	687
保険解約返戻金	-	2,671
その他	1,234	833
営業外収益合計	4,673	4,859
営業外費用		
支払利息	1,581	1,654
新株発行費	-	7,333
社債発行費	-	7,124
為替差損	281	183
その他	-	14
営業外費用合計	1,862	16,311
経常損失( )	98,757	195,050
特別利益		
投資有価証券売却益	69,566	-
特別利益合計	69,566	-
税金等調整前四半期純損失( )	29,191	195,050
法人税、住民税及び事業税	6,438	4,027
法人税等合計	6,438	4,027
四半期純損失( )	35,629	199,078
非支配株主に帰属する四半期純損失( )	-	-
親会社株主に帰属する四半期純損失( )	35,629	199,078

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
四半期純損失( )	35,629	199,078
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
四半期包括利益	35,629	199,078
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	35,629	199,078
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

## 【注記事項】

会計方針の変更（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
この結果、当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ14,681千円縮小しております。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形等が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
受取手形	千円	1,515千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
減価償却費	55,014千円	121,526千円
のれんの償却額	6,818 "	6,818 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 配当金支払額  
該当事項はありません。
2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。
3. 株主資本の著しい変動  
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 配当金支払額  
該当事項はありません。
2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

### 3. 株主資本の著しい変動

当社は、当第3四半期連結累計期間において新株予約権の行使に伴う新株発行を実施いたしました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ290,758千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,237,102千円、資本剰余金が1,269,482千円となっております。

(セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

#### 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額
	診断・試薬 事業	遺伝子組換え カイコ事業	検査事業	化粧品関連 事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	345,611	53,589	73,891	11,282	484,375		484,375
セグメント間の 内部売上高又は振替高	2,466	25	727		3,218	3,218	
計	348,077	53,614	74,618	11,282	487,593	3,218	484,375
セグメント利益又は損失 ( )	60,379	104,330	24,779	31,991	100,722	845	101,568

(注)1. セグメント利益又は損失は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. セグメント利益又は損失の調整額 845千円には、セグメント間取引消去720千円及び未実現利益 1,565千円が含まれております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

#### 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額
	診断・試薬 事業	遺伝子組換え カイコ事業	検査事業	化粧品関連 事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	366,082	54,950	80,113	10,167	511,314		511,314
セグメント間の 内部売上高又は振替高	2,105	6	1,096		3,208	3,208	
計	368,187	54,956	81,210	10,167	514,522	3,208	511,314
セグメント利益又は損失 ( )	52,570	209,906	12,790	14,192	184,319	720	183,599

(注)1. セグメント利益又は損失は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. セグメント利益又は損失の調整額720千円には、セグメント間取引消去720千円が含まれております。

#### 2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更したため、事業セグメントの減価償却の方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の「診断・試薬事業」のセグメント利益が90千円増加し、「遺伝子組換えカイコ事業」のセグメント損失が14,591千円縮小しております。



(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額( )	5円44銭	27円41銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額( )(千円)	35,629	199,078
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失金額( )(千円)	35,629	199,078
普通株式の期中平均株式数(株)	6,546,479	7,262,005

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月13日

株式会社免疫生物研究所  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂	川	修	一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	田	英	志	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。